下呂市内報道機関同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年３月１１日（水）岐阜県発表資料			
所　属	担　当　課	担　当　者	電 話 番 号
飛騨県事務所	環境課	保木口	TEL 0577-33-1111（内線 220） FAX 0577-33-1085

下呂市門原（かどはら）地内における土壌汚染について

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所（以下「高山国道事務所」）が、一般国道４１号門原防災１号トンネル掘削工事に伴い土壌を調査したところ、土壌汚染対策法に規定する土壌溶出量基準を超えるふっ素が検出された旨、本日（３月１１日）、高山国道事務所から飛騨県事務所に報告がありました。

１　報告内容

（１）調査地点

下呂市門原地内

（２）調査結果の概要

〇調査時期：令和８年２月～３月

水平ボーリング調査

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果	土壌溶出量基準	最大基準超過倍率
ふっ素	6	2	0.14 mg/L～1.8 mg/L	0.8 mg/L 以下	2.3 倍

※基準超過は坑口から水平に 510.0m～520.0m地点及び 520.0m～530.0m地点
※過去に坑口から水平に 360.0m～450.0m地点等でヒ素の基準超過が確認されています。
（令和７年１２月１５日（令和７年１２月２４日に修正公表）、令和８年２月４日に公表済）
※その他の項目についても調査を実施していますが、土壌溶出量基準超過はありません。

２　汚染の原因

自然由来による汚染の可能性が高いと考えられますが、現時点では不明です。
なお、周辺地域には、ふっ素を原料に使用する工場・事業場はありません。

３　今後の対応

（１）地下水調査について

今後も工事の延伸に伴い、基準値を超えてふっ素が検出される可能性があることから、今回の基準超過地点からトンネル掘削終点（北東へ約４００ｍ）まで伸長した区間において、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、半径２５０ｍの範囲内を調査したところ、井戸が無いことを確認しているため、周辺の地下水調査は実施しません。

（２）事業者に対する指導について

汚染土壌の適正な管理等を行うよう助言します。

１　物質の説明

【ふっ素】

「ふっ素」は反応性が高いため、自然界ではさまざまな元素と結合した化合物として存在します。環境中では主に水中に存在し、温泉水や火山地帯の地下水にかなり高濃度のふっ素が含まれていることがあります。ふっ素を継続的に飲み水から取り込むと、斑状歯（歯に褐色の斑点や染みができた状態）になることがあります。

「参考：化学物質ファクトシート（環境省）」

２　用語の説明

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。